

# 会 議 録

会議の名称	平成23年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第1回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成23年5月27日（金）午後6時17分～7時54分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成22年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
そ の 他	

## 平成23年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成23年5月27日（金）午後6時17分～7時54分

2 場 所 第二庁舎801会議室

### 3 内 容

(1) 平成22年度第4回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

- ①東日本大震災被災者見舞金支給業務 ②東日本大震災避難者に対する情報提供の受付業務 ③市営住宅被災者受付業務 ④市政資料収集管理業務廃止届
- ⑤新庁舎建設に係る市民フォーラム開催通知送付業務廃止届 ⑥小金井市児童扶養手当の支給業務廃止届

(3) 諮問事項

諮問第1号 東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画の策定に係る市民意向調査対象者の抽出に必要な外国人登録原票の目的外利用について

諮問第2号 新庁舎建設に係る市民意向調査対象者の抽出に必要な外国人登録原票の目的外利用について

諮問第3号 65歳以上のひとりぐらし高齢者世帯名簿の外部提供（小金井警察署）について

諮問第4号 65歳以上のひとりぐらし高齢者世帯名簿の外部提供（地域包括支援センター）について

諮問第5号 介護保険給付実績に係る対象者情報の外部提供について

諮問第6号 永年保存行政文書電子データ化等委託について

(4) その他

ア 生活保護に関する個人情報の流出について（報告）

イ 次回の日程について

### 4 出席者

#### 【委員】

松 行 康 夫 伊 藤 徳 興 恩 田 百合子 平 沼 昌 子

望 月 皓 渡 邊 俊 雄

【市 側】

本多総務部長

佐久間福祉保健部長

<企画政策課>

西田企画政策課長

堤企画政策課主査

<地域安全課>

大澤地域安全課長

<介護福祉課>

上石介護福祉課長補佐

本木包括支援係長

松村介護保険係主事

<子育て支援課>

高橋子育て支援課長

伊藤手当助成係主任

<地域福祉課>

井上地域福祉課長

<まちづくり推進課>

関根まちづくり推進課長

<情報システム課>

菅野情報システム課長

<総務課>

小林総務課長

山内文書係長

【傍聴者】

0名

高橋庁舎建設等担当課長

早坂企画政策課主査

山田防災消防係主事

本多高齢福祉係長

岡本介護保険係主任

西村手当助成係長

渡邊住宅係主任

白鳥情報公開係長

石川情報公開係主事

**【総務課長】**

会議を始めるに当たりまして、最初に市長のほうからごあいさつをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【市長】**

皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。4月27日付けで小金井市長に就任いたしました佐藤でございます。

平成23年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会の開会に当たりまして、御挨拶させていただきます。

私は、市政運営に当たっての基本姿勢のひとつとして、わかりやすい市政の実現を挙げさせていただいております。その実現のために、行政からの積極的な情報発信と情報公開が必要であると考えております。またその一方で、市民の皆様方からお預かりしている大切な個人情報につきましては適切に保護管理させていただくのは当然のことでございます。

そういったことから、今後ますます本審議会のお力をおかりする必要があると考えております。

わかりやすい市政、そして信頼される市政実現に向けて、各委員の皆様のお力添えをいただけますよう、ここにお願ひ申し上げて、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**【会長】**

小金井市長から御挨拶を賜りました。

それでは、ただいまから平成23年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、本日の審議会における委員の御欠席の連絡を受けております。そのことと、本市の職員の人事異動につきまして、御連絡と御紹介をさせていただきたいと存じます。

なお本日、仮野委員、島田委員、白石委員、西口委員、渡瀬委員は、それぞれやむを得ない御都合により御欠席との御連絡を受けております。なお、委員の過半数をもって本委員会は成立しております。

引き続きまして、職員の人事異動がございましたので、総務部長をお願いします。

**【総務部長】**

総務部長です。皆さん、こんばんは。

それでは、4月1日付で職員の人事異動がありましたので紹介させていただきます。

ます。

前北村総務課長の後任で、小林総務課長です。

**【総務課長】**

小林と申します。よろしくお願ひいたします。

**【総務部長】**

前任の三浦主査の後任に、石川主事です。

**【総務課情報公開係主事】**

石川と申します。よろしくお願ひいたします。

**【総務部長】**

以上の新体制で頑張りますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

**【会 長】**

ありがとうございました。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、「平成22年度第4回情報公開・個人情報保護審議会議事録の確認について」を行います。

既にお手元に届いているかとは存じますが、訂正等ありますでしょうか。

訂正等はないようですので、これを承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願ひいたします。

**【市 長】**

初めに報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが3件、届出廃止に関するものが12件となります。

次に諮問事項について、今回、諮問いたしますのは、条例第12条に基づく、「東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画の策定に係る市民意向調査対象者の抽出に必要な外国人登録原票の目的外利用について」、「新庁舎建設に係る市民意向調査対象者の抽出に必要な外国人登録原票の目的外利用について」、「65歳以上のひとりぐらし高齢者世帯名簿の外部提供（小金井警察署）について」、「65歳以上のひとりぐらし高齢者世帯名簿の外部提供（地域包括支援センター）について」、「介護保険給付実績に係る対象者情報の外部提供について」、条例第27条に基づく、「永年保存行政文書電子データ化等委託について」の合計6件となっております。細部につきましては、事務局から説明させていただきますので、

よろしくお願いいたします。

**【会 長】**

確かに承りました。

それでは、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと思います。

まず、個人情報保有等届出状況報告書について、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局または担当課職員から受けまして、その後、諮問事項についての審議に移りたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は、開始3件、廃止12件です。まず、1ページ目が部課別の明細です。2ページ目からは、その内訳になっております。

それでは、4ページ、届出番号29-32及び29-33、地域安全課の案件について、あわせて説明させていただきます。

最初に29-32、様式類集は1ページに書式を載せています。「東日本大震災被災者見舞金支給申請書」です。また、届出状況報告書の9ページに要綱をつけておりますので、ご参照ください。

市では、東日本大震災による被災者のうち、小金井市に避難されている被災者に対して応急的に必要な援護を行うため、災害見舞金（見舞金）を支給することといたしました。見舞金は1世帯につき3万円、単身世帯は1万5,000円としております。支給申請書に記載する個人情報は、氏名、住所、世帯構成、電話番号となっております。

次に、届出番号29-33、様式類集は2ページから書式を載せています。「全国避難者情報システム（情報提供書面）」です。届出状況報告書の10ページから資料をつけていますので、ご参照ください。

総務省より、東日本大震災や東京電力株式会社福島第一・第二原子力発電所周辺の避難指示等により、多くの住民が住所地の地方公共団体の区域外を含めた各地に避難しており、住所地の市町村、避難元市町村及び避難元県が被災者の住所等の情報把握が課題となっており、避難元県や避難元市町村が、区域外に避難した者に対して各種通知等を行うため、今回、全国避難者システムにより避難先市町村である市が避難者の情報把握を行い、本人同意を得て避難先市町村、避難先都道府県、避難元県及び避難元市町村間で情報提供するものです。

届出状況報告書の16ページに、全国避難者情報システムのイメージ図がございますので御覧ください。情報提供の方法は、避難先市町村に被災者から提出された情報提供書面（別紙1）を、全国避難者情報システムデータフォーマット（別紙2、エクセル書式）に入力し、総合行政ネットワーク（L G W A N専用回線）を介して提供するものです。

参考に、報告書の18ページに、平成15年度に諮問いたしました総合行政ネットワーク（L G W A N）と内部情報システムの接続についてをおつけしておりますので、ご参照ください。

情報提供書面に記載する個人情報、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、滞在期間、連絡先代表者の有無となっています。

**【会 長】**

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【恩田委員】**

電算入力はないと書いてあるのですが、個人情報の保管を具体的にどのようにしているのか、伺いたいののですが。

**【地域安全課長】**

今回の避難者情報システムにつきましては、個人の方に書類に記載をさせていただいて、書類につきましては地域安全課の鍵のある書簡庫で管理をさせていただいております。そのデータは、情報システム課からパソコンをお借りして、これはLANに全然結んでいない単純なパソコンに入力をさせていただいて保存し、USBを使いまして、それを情報システム課のほうでパスワードを両方セットさせていただいて、東京都に報告しています。あわせまして、そのUSBにつきましても、同様に鍵のある書簡庫で管理させていただいている状況です。

**【会 長】**

恩田委員、よろしいでしょうか。

**【恩田委員】**

電算入力なしと書いたもので、どのようにして行っているのか少し不思議でした。ではUSBメモリに保管するというので、そのUSBメモリの保管方法も大変なのではないかと。

**【会 長】**

そうですね。御了解いただけましたか。

【恩田委員】

はい。

【会 長】

他に何かございますか。特にないようですので、これを承認いたします。  
それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

次に、届出番号43-14、こちらも東日本大震災の被災者に対する支援となります。まちづくり推進課の案件です。様式類集は4ページから書式を載せてございます。「東日本大震災に伴う被災者に対する市営住宅入居申込書」です。報告書の19ページに要領をおつけしていますので、あわせて御覧ください。

市では、東日本大震災による被災者の住宅の確保を図るため、入居可能な市営住宅の提供を被災者に対して行うものです。入居の期間は、入居を許可した日から6か月とし、ただし特別な事情がある場合はこの限りではないとしています。また、家賃は6か月間免除、敷金は免除するとしています。

申込書に記載される個人情報の内容等は、氏名、生年月日、住所、世帯主との続柄、避難先住所、入居人数、健康状態、障害の有無、電話番号となっています。

【会 長】

ただいま事務局から説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

【伊藤委員】

実際に小金井市に避難されている方はおいでになるのですか。

【まちづくり推進課長】

避難している人数は把握しておりませんが、まちづくり推進課に住宅の相談に来られている方が9件ございました。このうち、市営住宅に入った方は、1件となっております。

【伊藤委員】

問い合わせは9件あって、実際は今のところゼロということですね。

【まちづくり推進課長】

全体的なものは把握しておりません。地域安全課のほうで把握しているということでございますので、まちづくり推進課では数字はわかりません。

【地域安全課長】

全国避難者情報システムで報告している数でございます。私どもが把握してい

るのは77世帯、150名と把握してございます。

【会 長】

伊藤委員、よろしいですか。

【伊藤委員】

結構です。

【会 長】

渡邊委員、お願いします。

【渡邊委員】

この市営住宅は、空きのところは1件だけなのですか。

【まちづくり推進課長】

1件だけです。市営住宅は今、35戸しかございません、そのうち空いたとい  
うところが1件ありましたので、被災者の方に回したということでございます。

【渡邊委員】

わかりました。

【会 長】

他に何かございますか。特にないようですので、これを承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

続いて、届出番号01-1、市内在住勤著名人・学者及び弁護士名簿以降、  
最後の14-67、小金井市児童扶養手当索引簿まで、廃止の届出です。主に事  
業の廃止、情報の更新等をしないことにより、個人情報保有、定例化、簿冊化  
方式による保有を行わなくなったものです。

対象となる文書については、小金井市文書管理規程に基づき管理がされ、保存  
年限が付され、保管され、保存年限到来ごと廃棄処分されることとなります。

【会 長】

この案件につきまして、御意見、御質問があればお受けいたします。

【恩田委員】

どのようにして廃棄するかをお教えます。

【総務課長】

文書の廃棄につきましては、一定保管年限を過ぎたものにつきましては保存箱  
に梱包し、契約業者によって、職員立ち会いのもとに密閉した状態のまま、リサ  
イクル工場で処分をされて、その後、処分の証明書が出るといった形で管理して

います。

【恩田委員】

以前の諮問の時に、リサイクル工場のことだったと思うのですが、溶融するとうように伺ったのですが。

【総務課長】

基本的には、再生工場ということですが、密閉された機械の中で全部溶かし、全く情報はわからない状況になりまして、その間、担当職員が立ち会いのもとで、目の前で溶融処理を行う形の処理を行っています。

【会 長】

よろしいですか。

【恩田委員】

はい。

【会 長】

渡邊委員、お願いします。

【渡邊委員】

01-1の著名人名簿の件ですが、著名人名簿は何年ぐらい前にあったのがそのままになっていたのですが、現在は行っていなかったと思うのですが。著名人名簿は更新していないと書いてあるのですが、いつ頃のを廃棄することに決められたのでしょうか。

【企画政策課長】

これにつきましては、昭和60年3月に収集を開始したようでございます。その後更新をしていないというふうに聞いてございます。

【渡邊委員】

では昔のもので、それを廃止するということですね。

【企画政策課長】

そういうことです。

【会 長】

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。それでは、次の案件について説明をお願いします。

【総務課長】

続きまして、諮問事項について説明をさせていただきます。

諮問の1ページ、諮問第1号、「東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用

計画の策定に係る市民意向調査対象者の抽出に必要な外国人登録原票の目的外利用について」です。企画政策課の案件です。

市では、東小金井駅北口まちづくり事業用地について、市民参加で検討し、整備活用計画を策定する予定ですが、検討するに当たり、外国籍を含む市民2,000人にアンケート調査を行い、調査結果について、公募市民を含む策定委員会で検証するため、対象者の抽出に必要な外国人登録原票を目的外利用したいというものです。アンケートの実施要領等の詳細は、現在、委託業者と調整しているところでございますが、現時点のスケジュール案については2ページのとおりです。目的外利用をする個人情報、氏名、住所、生年月日、性別となっております。なお、個人情報を取り扱う作業項目はすべて市職員が行うこととしております。

**【会 長】**

ただいま、諮問第1号につきまして、説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【渡邊委員】**

これは、2,000人抽出というのは全市民を平等に2,000人抽出するのか、それとも東小金井に関連する方を多く抽出するのですか。

**【庁舎建設等担当課長】**

2,000人の抽出は、特定の地域に偏ることなく全市的に2,000人を抽出するということです。

**【会 長】**

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いします。

**【総務課長】**

続いて3ページ、諮問第2号、「新庁舎建設に係る市民意向調査対象者の抽出に必要な外国人登録原票の目的外利用について」、説明させていただきます。同じく企画政策課の案件です。

市では、平成22年度に建設場所を含む新庁舎建設基本構想を市民参加で検討し、平成23年3月に策定しました。平成23年度は、基本構想を踏まえて新庁舎の具体的な機能や建設スケジュール等を含む基本計画案を市民参加で検討する予定ですが、検討するに当たり、外国籍を含む市民2,000人にアンケート調査を行い、調査結果について市民検討委員会で検証するため、対象者の抽出に必要な外国人登録原票を目的外利用したいというものです。おおむね、諮問第1号の

アンケート調査と同様の内容となっています。アンケートの実施要領の詳細は、現在、委託業者と調整しているところですが、現時点でのスケジュール案については4ページのとおりです。目的外利用する個人情報、氏名、住所、生年月日、性別となっております。個人情報を取り扱う作業項目は、すべて市職員が行うこととしております。

**【会 長】**

諮問第2号に関して説明がございました。御質問、御意見あればお受けいたします。

**【平沼委員】**

アンケート調査の抽出は、どこどこを何名というように分けているのでしょうか。

**【庁舎建設等担当課長】**

アンケートごとによって抽出の方法がございます。例えば昨年、庁舎建設の基本構想策定ということで1万人アンケートというのを行っており、このときは庁舎建設の場所をどこにするかが大きな争点になったということで、地域に偏りがないように、地域ごとの割合も等しくなるような形の抽出をかけました。

今回は、そこは一定クリアされているので、年齢による階層は分けますけれども、全市的に、地域のところまでは見ないで2,000人の無作為抽出を行うということで、現段階では考えております。

**【平沼委員】**

そうですか。それでは全市に対して、例えば100人なら100人というのを、地域ごとに当たるようになっているのですか。

**【庁舎建設等担当課長】**

去年のアンケートはそうなのですが、今回実施しようとしているアンケートについては、その縛りはかけておりませんので、単純に2,000人、年齢ごとに階層で分けた無作為抽出ということなので、地域の縛りはかけていません。

**【平沼委員】**

年齢といいますと、高いとか低いとか、特に何かございましたのでしょうか。

**【庁舎建設等担当課長】**

年齢を10代、20代、30代、40代という形で、一定の割合になるように抽出をすると。

**【平沼委員】**

10代の方は、そういう部分に対して。考えは出ないのでないですか。

**【庁舎建設等担当課長】**

失礼しました。10代は市民参加条例に基づく18歳からということです。

**【平沼委員】**

大体わかるような気がいたします。何か地域的にあるのかと思いました。

**【会 長】**

他にございますか。

**【渡邊委員】**

去年のアンケートは、回収率は確か35%ぐらいだったと思いますが、今回の回答率はどのくらい見込んでいるのですか。

**【庁舎建設等担当課長】**

50%程度を見込んで、何とかそこに近づけるようにしたいと考えております。

**【望月委員】**

先ほど承認がありました1号と2号という、同じ外国人登録原票からの抽出になるわけですが、この時期というは、第1号は8月ごろ予定のワークショップ依頼書を入れてアンケートをしたいということで、こちらの第2号については、時期が平成23年度に基本構想を設定して、それに基づくのだらうとは思いますが、実施時期が重なったり、回答が同じ人になったりしてしまうのか、その辺がよくわからないので、教えていただければと思います。

**【庁舎建設等担当課長】**

同じ部署でやっているのですが、時期は、全く同時に出すということにはならないと思います。個別に抽出をかけますので、確率としては低いとは思いますが、同一の人に2通のアンケートが別々の時期に行ってしまうということは、可能性としてはあると思います。

こちらで全部チェックをしてダブリがないようにということは、現段階では想定はしていません。

**【会 長】**

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いします。

**【総務課長】**

次に、5ページ諮問第3号、「65歳以上のひとりぐらし高齢者世帯名簿の外部提供（小金井警察署）について」、介護福祉課の案件です。

6 ページを御覧ください。警視庁小金井警察署より、地域社会で高齢者を見守る取り組みの推進と、高齢者の被害防止対策への協力依頼について、社会的な問題となっている振り込め詐欺において、平成23年3月現在8件、被害総額3,850万円にものぼり、被害総額では全国ワースト1となっていることや、都内における交通事故死者に占める高齢者の割合が依然として高いことから、ひとりぐらし高齢者世帯を把握し、警察官等による個別訪問やパンフレットの郵送等を行い、直接ひとりぐらし高齢者世帯に対し、振り込め詐欺等、高齢者をねらった犯罪や、多発する高齢者の事故への注意を喚起し被害の防止を図るため、65歳以上のひとりぐらし高齢者世帯名簿を小金井警察署に対して外部提供したいというものです。外部提供する個人情報、氏名、住所、性別、年齢、生年月日、電話番号となっております。

【会 長】

諮問第3号につきまして、説明がございました。御質問もしくは御意見あればお受けいたします。

【伊藤委員】

これは小金井警察署から来た文書なので、市ももちろんこれにのっとって対応されると思うのですが、7ページの3番目に、関係機関・団体と連携した情報連絡網の整備と書いてありまして、チラシ等、伝達の連絡網としてはということで、民生委員とか児童委員、町内会、老人クラブ、高齢者に関連するボランティア団体とか、あるいは高齢者に関連する各種協議会と書いてありまして、最後に教育委員会と書いてあります。

教育委員会と、上の5つの団体・組織とは、どのような関連があるのですか。市としての解釈をお聞きしたい。

【会 長】

介護福祉課からお答えを願いたいと思いますが、よろしいですか。

【介護福祉課長補佐】

教育委員会のほうに要望を出すかということは把握しておりません。

【伊藤委員】

質問とちょっと趣旨が違います。私が申し上げたことは、警察の趣旨は関連するところにチラシとか文書等を配布して防犯に努めたく、この文書を市に出されたと思うのです。その中に教育委員会という名前がはいっているのです。

この上の5つの組織というか市民活動団体と教育委員会とは、ちょっとニュア

ンス的に意味合いが違うのではないですか。それを市はどのように解釈しておられるのですかということなのです。

【会 長】

総務課長からお答えしていただく必要があるのではないですか。

【総務課長】

市の解釈でございますが、教育委員会には、学校はもちろん、生涯学習関係も公民館といったところもございます。公民館は高齢者の方も出入りするということがまず1つということと、連絡網の整備ということで、教育委員会、さまざまなところに連絡網を持っておりますので、そういったことから、警察といたしましては各種自治体等と同じ扱いで、教育委員会のほうにもそういったことをお願いして、その連絡網をこの取り組みの趣旨を果たしたいと考えたところと、市としては判断するところでございます。

【伊藤委員】

必ず地域にPTAの組織がありますしね。そういうところを利用しようということですね。

【総務課長】

あくまで防止でございますので、高齢者の方だけではなくて、お子さんとか、身近なところ地域のことでお互い助け合うといったところでも教育委員会が入っていると判断するところです。

【伊藤委員】

市でそういうふうに対応しているということですね。ありがとうございました。

【会 長】

他にございますか。

【平沼委員】

この中で、民生委員と書いてありますが、いつでも欠員のある地域がありますが、市のほうではいかにその内容を把握しているのでしょうか。

【地域福祉課長】

民生委員の地域欠員につきましては、その周りの近隣の委員さんに対応していただいているところです。また、欠員補充につきましては、責任の重い仕事なので、そう軽々とは受けていただけないのは重々承知しており、一応、私も含めまして、担当として何とか努力はしているのですが、なかなか補充については、厳しい状況がありまして、欠員が現在も発生しているところです。一応欠員補充に

向けて日頃より努力はしております。

**【平沼委員】**

そうですか。努力していただきたいと思います。

**【渡邊委員】**

今回の外部提供は、65歳以上のひとりぐらしの世帯がありますね。ところが要望のほうは、65歳以上の高齢者のみ世帯も要望されている。このところには65歳以上と書いてあるのですが、65歳以上のひとぐらしだけの世帯を、市としては提供するというところでよろしいのですか。

**【介護福祉課高齢福祉係長】**

2つ小金井警察から要望が来ているのですが、高齢者の世帯、65歳以上といえますと、把握するのが大変難しいのです。住民票上で65歳を抽出しますと、家族がいる方等、いろいろな方がいらっしゃいます。約2万1,000ぐらいです。その場合、膨大な資料になってしまいますので、提出しても大変な数になってしまうということです。現在、諮問と同じ65歳以上のひとりぐらしの方を小金井消防署に個人情報外部提供を行っています。

そういった関係で、65歳以上のひとりぐらしの方の抽出になりますと約3,000件になりますので、提供した場合、数量も少なくなりますし、膨大な件数になってしまうと出せないことはないですが、2万も出してしまうと、家族が一緒の方も全部出ていますので、ただ65歳以上だけの人を出すため、ひとりぐらしという形で出させていただきます。

**【渡邊委員】**

もう1つ、65歳以上のひとり暮らしでなくて、65歳以上の人のみの世帯も含めると、やはり1万以上になってしまうのですか。

**【介護福祉課高齢福祉係長】**

そうですね。2万1,300ぐらいになります。

**【会 長】**

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いします。

**【総務課長】**

次に8ページ、諮問第4号、表題は同じでございます。「65歳以上のひとりぐらし高齢者世帯名簿の外部提供について」、こちらは地域包括支援センターに対してです。介護福祉課の案件です。

高齢化が急速に進み、高齢者の独居、高齢者のみ世帯が増加傾向にある中、市民や関係機関からの相談・連絡で初めての対応でなく、これからは地域包括支援センターが自ら地域に出向き、積極的なアプローチで、問題が起きてからの対応でなく、問題発生に陥る以前に早期介入・支援を行うことで重症化を防ぐことや、集団団地の高齢者訪問等も自治会を通じて効果的に行うため、65歳以上のひとりぐらし高齢者世帯名簿の地域包括支援センターに対して外部提供したいというものです。参考に11ページに、平成17年度に諮問しました地域包括支援センター運営委託業務について、地域の高齢者の実態把握や虐待の対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務をおつけしておりますので、御参照ください。外部提供する個人情報、氏名、住所、性別、年齢、生年月日、電話番号となっております。

**【会 長】**

諮問第4号に関しまして、説明がございました。御意見、御質問があればお受けいたします。

**【恩田委員】**

地域包括支援センターは、社協の、福祉会館の5階にあるものですか。

**【介護福祉課包括支援係長】**

現在、小金井市内には4か所、地域包括支援センターがございます。それぞれ社会福祉法人などということで、福祉会館にはございません。

社会福祉協議会が委託しておりますし包括支援センターにつきましては、学芸大学の東門の正門前にございます。

あとの3か所につきましては、1つは桜町病院の敷地内にございます。それがきた地域包括支援センター。それから坂下のあんず苑のところがございます、ここが「みなみ」です。最後がつきみの園の中にごございます「ひがし」ということで、東西南北4カ所、市内では整備しております。

**【平沼委員】**

地域包括支援センターで主体になって動いていらっしゃる方は、各地域に何人いらっしゃいますか。

**【介護福祉課包括支援係長】**

国で定めている地域包括支援センターといいますのは、65歳以上の高齢者人口3,000人から6,000人について1か所整備しなさいという基準がございます。基本的には3職種、3人、人員をそろえることとなっております。

その3職種の内訳としましては、主任ケアマネージャー、それから社会福祉士、保健師または経験のある看護師ということで、医療と社会福祉の専門職3職種を、3人を必ず置くことになっております。

しかし、どの自治体も1包括3人という人数ではとてもじゃないですが高齢者の問題に対応できないという現状もございまして、独自に上乘せをしまして、1包括平均5人の職種をそろえている状況でございます。

にし包括につきましては4.7人、他の3包括につきましては5人という体制で委託しているというのが現状でございます。

**【平沼委員】**

わかりました。

**【会 長】**

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いします。

**【総務課長】**

次に、12ページ、諮問第5号、「介護保険給付実績に係る対象者情報の外部提供について」、同じく介護福祉課の案件です。

これは、長寿医療制度における医療費適正化対策事業等の一環によるものです。

13ページを御覧ください。フローチャートになります。東京都国民健康保険団体連合会が保有している介護保険給付実績情報と医療給付実績情報（医療診療明細書（レセプト））について突合処理を行い、重複請求の可能性のあるもの等について、医療給付情報突合リストを作成し、東京都後期高齢者広域連合に送付し、東京都後期高齢者広域連合が各医療機関に問い合わせ、修正が必要な場合は給付情報の修正を行い、もって医療費の適正化を行うため、介護保険給付実績に係る対象者情報の外部提供をしたいというものです。外部提供する個人情報、21ページ以降に資料としておつけしています。

**【会 長】**

ただいま説明がございました諮問第5号に関しまして、御質問、御意見があればお受けいたします。

**【恩田委員】**

疑義のある給付内容と書いてあるのですが、摘発されることがありますよね。病院で、ほんとうは治療を受けていないのに。そういうことなのでしょうか。

細かいチェック項目がありますけれど、こういうことからわかるのですか。

**【介護福祉課介護保険係主任】**

今回のこの外部提供につきましては、14ページでございます、厚労省が各都道府県の後期高齢者医療広域連合等に出した通知をもとに、国保連合会で行う突合の作業のためのものです。

15ページの上から3つ目の(6)のところでございます、国保連合会の介護給付適正化システムにより、長寿医療と介護保険との給付情報を突合し、その突合リストを活用した介護保険との給付調整に係るレセプト点検を実施すること。これに基づき、今回広域連合のほうで実施される作業を行います。

中身については、医療保険の給付の確認になるのですが、医療と介護の給付について簡単な例を申しますと、介護保険を使っている方について医療保険の診療報酬を請求する場合、こういった項目については介護保険を使っていたら請求してはだめだという決まりがございます。そういうものについて、介護と医療のほうの情報を国民健康保険連合会のほうでぶつけることによって、両方請求している場合、医療給付が適正ではないとして、医療機関のほうに確認を行っていただくという趣旨です。

**【恩田委員】**

大変な作業ですね。

**【会 長】**

コンピューターで機械的に洗い出しが行われて、最終判断が専門家によって行われるのだと思います。

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の案件について説明をお願いします。

**【総務課長】**

最後になりますが、諮問書32ページ、諮問第6号、「永年保存行政文書電子データ化等委託について」、総務課の案件です。33ページに委託仕様書をおつけしていますので御参照ください。

永年保存行政文書電子データ化等委託は、東京都の緊急雇用補助金による全額補助を利用し、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して一時的な雇用・就業機会を創出するため、小金井市が保存している永年保存文書の一部をマイクロフィルム化するとともに電子データ化し、劣化に対応した文書の保存と迅速な文書検索による業務の効率化を図るため、個人情報事務処理委託に基づき諮問させていただくものです。契約上の個人情報の取扱いに係る

事項は37ページ以降に、また今回の委託に関しまして個人情報取扱い特記事項を43ページ以降に添付しておりますので御覧ください。

**【会長】**

諮問第6号につきまして、御意見、御質問があればお受けいたします。

**【平沼委員】**

長年の保存文書をマイクロフィルム化するというのは大変ではないかと思い。今、機械で簡単とおっしゃるのですけれど、その機械を使うことは、この就労の機会を得た方々が楽にできるのでしょうか。

**【総務課文書係長】**

劣化している昭和代のものからマイクロフィルム化を行いたいと思っています、250箱分を予定しております、今まで担当職員のほうが文書倉庫に行って文書を箱から抽出して探していたものを、マイクロフィルム化さえしていれば、場所はまだどこに置くかは未定なのですがどこか1か所に設置する端末のほうから探したい文書を閲覧できるようになるということで、文書を倉庫まで行かなくてもすぐに閲覧できるようになると思いますので、公文書の活用としては円滑な検索ができるようになるかと思っています。

**【平沼委員】**

できてしまえばね。できるまでの間が。

**【総務課文書係長】**

できるまでの間は、作業期間としましては、8月1日から2月28日までになるわけですが、昭和代のものを、どういうものを対象文書としてマイクロ化の撮影をするかということである程度の整理をしますので、かなりの作業にはなるかと思っています。

**【平沼委員】**

要るの、要らないのとか、見づらくなっているものもあると思いますし、見分るのが大変じゃないかなと思いますながら。市の職員でない方に頼むわけですか。

**【総務課文書係長】**

かなりの作業になると思いますので、今回、10分の10の補助金の緊急雇用事業を活用してやらせていただくということで、手を挙げさせていただきました。

**【平沼委員】**

上手に活用していただきたい。単に人を使うだけではなく、人には向き不向きがあると思いますので、機械を使えない人がその機械の係になると能率が上がり

ませんので。

**【総務課文書係長】**

マイクロ撮影をする者に関しましては、社団法人の日本画像情報マネジメント協会が認定します資格試験を受けた者として、文書情報管理士という資格を持った者が撮影しますので、技術を持った者が撮影します。

**【平沼委員】**

単に雇用だけではなく、資格を持った方が行うのであれば能率は上がると思います。ただ、委託する以上は、市のお金ですので、十分その効率をよくしていただきたい。

**【会 長】**

望月委員お願いいたします。

**【望月委員】**

参考に伺いたいのですが、このデータ化が昭和の年代に限ったものと括弧で書かれていますが、これは費用の関係とか期間の関係で限定されたのか。

また、平成になっても既にもう二十何年たっているわけですから、その辺で平成年代のものはデータ化されているのかどうか、参考としてお聞かせください。

**【総務課文書係長】**

今回は、相当な事務処理量と、金額的にも8,000万円以上を予定しておりますので、限度が250箱ぐらいではないかというところで、そうすると、古い昭和40年代ぐらいまでができればと考えております。

250箱になった時点で、今回は、マイクロフィルム化の撮影、電子データ化のはできなくなるということで、契約上では250箱というところで1回区切りますので、今考えられるのは昭和40年代、50年代ぐらいまでの、かなり劣化した文書をマイクロフィルム化しようということで考えております。

平成に入った文書で電子データ化しているものは、今のところございません。

**【望月委員】**

いろいろ選択をされて、かなり傷んでいるものを先にデータ化していくというお話ですが、その場合、今度は残ったものとデータ化されたものと、後でそのデータを必要とした場合にスムーズにその辺の管理とか運営とかができるのか。お聞かせいただきたい。

**【総務課文書係長】**

電子データ化したものに関しましては、契約の中で文書目録を一緒に作成して

もらいますので、それを職員は見て、まずは古いものに関しましては文書目録で電子データ化しているかを確認すればわかるようにはしたいと思っています。

基本的に昭和60年以降になると、電子データ化はされていないので、必然的に文書倉庫に見に行かなくてはならないのかなと考えるようになると思います。

**【望月委員】**

わかりました。その後はまだどういうふうにするか、続きはいつになるかはわからないということよろしいですか。

**【総務課文書係長】**

補助金を活用しての事業ですので、今後もそういうものがあればぜひ活用していきたいとは思いますが、今のところは考えておりません。

**【伊藤委員】**

技術的なことがわからないのですが、作業手順として、マイクロフィルム化しないと電子化できないということなのですか。直接はできないということですね。

**【総務課文書係長】**

原本保証の部分で、保存年限とかそういういろいろなものをひっくるめて、例えば裁判所の証拠能力というところで認められているのがマイクロフィルム化というところがありまして、それがまず目的で、その後にならしたものを、ただするのではなく職員が見られるようにということでブルーレイディスクに落として、画像度は少し落ちますけれども、閲覧ができるようにしたいと思っています。

**【渡邊委員】**

250箱と言ったけれど、1箱の量の全体の量をお聞きしようと思ったのが何万とかいう件数になると思うのです。1箱どのぐらい入るのですか。

**【総務課文書係長】**

全職員にもお願いしまして、どのようなものがあるか整理の作業はしたところなのですが、契約するに当たっては、1箱A4判でカウントして3,000枚程度。文書保存箱1箱当たり3,000枚程度ということでカウントしまして、あとはその中に4分の3ぐらい両面があると考えたとして、全部で131万2,500コマぐらいを予定しております。

**【渡邊委員】**

これは、小金井市が村の時代からですか、町の時代からですか。市になってからのものですか。

**【総務課文書係長】**

見たところ、永年保存文書ですので、古いものの中にはあったと思うのですが、町とか村があったかは、これから契約して作業をするに当たって、大変貴重なそういう資料とかもあるかと思うのですが、そういうものをマイクロフィルム化して劣化を防ぎたいと思っております。

**【渡邊委員】**

古いほうからマイクロフィルム化するのだらうと思うのですが、町はともかくとして、村の頃はどうかと思ったのです。そういう文書もまだ残っていると思われるのですが。

**【総務課文書係長】**

文書倉庫のほうに保存されている文書が、果たして昭和20年代とかその辺のものがあったかはわかりませんが、主に30年代ぐらいのものはあったと思いますので、その辺りのものはマイクロ化できるかと思っています。20年代のものも何箱かはあったかと思うのですが、その中におっしゃっているものがあったかどうかというのか今はわかりません。

**【会 長】**

近年、こういうのは英語で言うとアーカイブと呼ばれていて、福田康夫総理のときに公文書管理の法案化が提案されて今日に至っているし、またICT技術の進歩でこういう文書管理のいろいろなファイリングの技術も進歩しているし。いろいろな法制の整備と技術進歩によるこの事業の意義があると私は思っております。非常に大事な仕事だと、会長自身も認識しております。

学会でも近年盛んに、行政経営の関係学会で熱心に討論してきております。そういう今は時節ですので、総務課におきましても、地味な仕事ではありますが、よろしく願いしたいと思っております。

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認します。

それでは、本日の諮問案件について、すべて承認させていただくことといたします。

それでは、(4)その他の案件に移らせていただきます。事務局のほうから、アにつきまして御説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

それでは、その他のア、生活保護に関する個人情報の流出について御報告をさせていただきます。

本件につきましては、平成23年2月10日に、市民の方からの通報により、

生活保護に係る起案文書の写しが外部に漏えいしていることが判明いたしましたことを受け、その事実の把握及び原因の究明の調査の為に、起案文書等漏えい事件調査委員会を設置し、調査を行いました。

その調査として報告させていただきましたものが、本日配付させていただきました3ページ以降の起案文書等漏えい事件調査委員会報告でございます。本件事件の経過等につきまして、調査委員会報告書に沿いまして、若干御報告させていただきたいと考えているところでございます。

1ページにつきましては報道機関に送った内容でございます、今、私が申し上げたことが大体概要として載せているところでございます。

2ページは新聞記事の切り抜きを載せさせていただきました。

3ページからが調査報告書になります。

かいつまんで説明させていただきますと、まず5ページに起案文書の漏えいの経緯から載せておりまして、漏えいした文書につきましては生活保護に係る起案文書3件の写しでございました。

(2)から、漏えい後の対応といたしまして、所管課による調査を行い、その後、理事者等への報告を行い、6ページにまいりまして大きな2番、2月14日に漏えい事件調査委員会の設置を行いました。

調査委員会につきましては計8回行いました。その内容につきまして、6ページ、7ページ、8ページと載せているところでございます。8ページの3につきましては、警察署と行いました3回の協議につきまして、簡単な内容と日付を載せてございます。4につきましては、調査委員会の中で行いました、担当者等からヒアリングで行った内容を載せているところでございます。

10ページにまいりまして、調査委員会の調査結果ということで載せてございます。

(1)漏えい文書の性質ということで、起案の中身について若干説明をさせていただいているところでございます。

(2)漏えい文書流出の実行者の特定ということでございますが、こちらにつきましては内部か外部かを含めて明らかにすることはできなかったということが書かれてございます。

(3)につきまして、実行者の意図の解明ということで、委員会の調査結果といたしましては、実行者の目的等の究明には至らなかったということが書かれてございます。

12ページにまいりまして、(4)漏えい文書流出の原因といたしまして、アの管理上の瑕疵、隣のページに行きましてイの組織上の瑕疵ということで載せさせていただきます。

最後に15ページから、再発防止に向けてということでございます。

実行者に対する措置といたしまして、(1)に載せてございますが、実行者に対しては厳正に対処すべきであります。調査委員会においては実行者が部内者か部外者かの特定に至ることができなかつたということでございまして、調査委員会としましては、実行者に対しては刑事責任の追及を可能とするべく、捜査及び事案解明を刑事司法機関である警察署に委ねるのが相当であると考えております。

(2)といたしまして、保有管理する個人情報及び文書の管理体制の整備ということで、事務処理の質的向上を目指すべきであると意見されているところでございます。

それと同時に、(3)におきましては、組織の活性化といたしまして、こちらにつきましては部内者か部外者かを特定できず、その意図も明らかになってはおりませんが、再発防止に向けて職員が問題意識を共有し、問題解決に向かって協力し合うとき、組織が活性化し、不祥事を未然に防止することができるかと考え、そのため不断の努力を積み重ねることが必要であるということでございます。

以上が報告書の内容でございます。

これら一連を受けまして、市としての対応でございます。18ページ、総務部長名での文書を全庁に送付し、防止の徹底について促したところでございます。

それと同時に、全課におきまして、個人情報文書の入るキャビネットについての鍵の有無の調査をかけ、その時点では鍵のかからない書庫も、現時点では各課すべて、個人情報を保管する書庫には鍵をつけるということで、各課に徹底し、すべて鍵のかかる状態には完了したところでございます。

#### 【会 長】

ただいま、その他の案件のAにつきまして、総務課長がその詳細な経過と処置の概要について説明がございました。皆さん、御質問もしくは御意見があればお受けいたします。

なお、白石委員からお手元に2点、括弧してメモという1枚もので資料をいただいておりますので、念のために配付をさせていただきます。

#### 【恩田委員】

その漏えい文書を載せた市民のブログってあるのですけれども、これはほんと

うにブログといったらすごい数がありますけれど、それを見た方からこれはおかしいというような通報が市にあったのですか。

**【総務課長】**

このブログというのは、市の業務に関係する方のブログであるために、複数の職員も市民の方も目にした、人気のあるブログと言っては変なのですが、皆が訪れる頻度の高いブログであったため、情報として伝わってきたというところです。

**【恩田委員】**

漏えいの可能性があるとありますよね。私は前回もお休みして申しわけないのですが、重複になるのかもしれないのですが、その辺のところの判断というか、いろいろな問題が出ているものなので、その辺どういうふうに、市としては判断されているのですか。

**【総務課長】**

この市民のブログというのは、そのブログに書いてあった内容を載せてございまして、そのブログの記事の中で市のほうから情報が漏れた可能性があるという書き込みがされていたということで、ブログに載っていたという記載をさせていただいたということでございます。

**【望月委員】**

この報告書では、コピーをされて、一部黒塗りをして出ているというような形で書かれているのですが、コピーをしたとなると誰かがしたわけですね。原本はそのままの形で残っていることのようなので、そうするとそのコピーをするに当たって、この机の配置図でコピーがどこに置かれているのかわからないのですが、今後の事故防止をする上で、コピーをある程度簡単に誰もが何枚もできるというのではなくて、コピーをする段階でチェックというか、何かあることによって、その辺が未然に防げるのではないかと。

例えばリースでコピー機を借りているのであれば、コピー枚数の何枚から何枚までは何月何日にどこの課が使ったとかチェックを入れることが、安易にコピーをできないようにする意味で、こういった防止ができるのではないかと。

幾ら施錠等、いろいろ管理はやっていても、やろうと思う職員がいたとしたらコピーをして元へしまってしまうえば、そこで出てしまうわけですね。後でそれが漏えいがあった場合に、その時期などから、いつ頃誰が、何課の者がそのコピー機を使ったということがわかるようにしておいたほうが、1つ精神的に不正なコピーについてちょっとガードをされるのではないかとという気もするのですが。

参考意見で結構ですけれども、御検討いただいたらと思っております。

【会 長】

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

【渡邊委員】

この報告書は3月30日付なものですから、もう終わって、ほとんどの方がお辞めになったとかしていらっしゃるのですが、その後4月1日以降は警察に委ねてあるのですが、警察に委ねた後の結果は、何か進展があるのですか。警察からある程度調べが来たとか、わかりましたらお願いしたいと思います。

【総務課長】

捜査途中ということで、逐一市のほうに情報というのは特に入ってきてはおりませんが、警察としてはこの後、お話をして現場の確認はしたいということで、現場の確認に来たまででございます。

【渡邊委員】

そうすると、警察のほうでもこれはわからなくなると、このままの問題だけで一切これで終わり。報告書はこれで終わっているわけで、委員会も終わっているわけですが、もうこれで終わりということになってしまうのですか。

それとも、管理責任という問題がありますから、小金井市としての、被疑者はわからないにしても、管理責任は改めてそれなりの処置をとられるのですか。

【総務部長】

この報告書が出て、職員に対する人事上の措置は既に対応しております。

【渡邊委員】

このまま、この報告書を書いて終わりだと、わからないにしても、強制捜査も大してできないですから。警察としても。

【総務部長】

一応、担当の管理職者については一定の処分はしております。

【会 長】

その辺で、この資料の18ページにある、個人情報漏えい等の防止の徹底についてということで、総務部長の文章でもって部内の課長職者たちが個人情報管理責任者に法的には当たるわけですが、文書をもって徹底を一層厳格にやりたいということを宣言しておられますので、この段階になっているということでございます。

【渡邊委員】

この当事者、個人情報の対象者の方ですが、生活保護法第78条に違反した方については、御本人はこのことを知らない状態なのですか。この方は全然今回は関与されていないのですか。

【地域福祉課長】

今回の起案文書の対象となっている方への対応につきましては、発生直後に連絡をとらせていただき、謝罪の上、経緯等を説明させていただきまして、調査結果が出ました段階で一定の報告をさせていただくということで御了承をいただいております。近日中に対象者の方には御報告に行く予定であります。

【渡邊委員】

わからないから、わからないという形でいくわけですか。

【地域福祉課長】

そうですね。一応、この報告書を持っていかせていただきます。

【会 長】

それでは、意見が出尽くしたようなので、この案件を了承させていただきます。

【総務部長】

白石委員から、最後の4番目の付記で、調査委員報告のプレス公表が3月31日でしたが、本審議会委員への報告もその時点でできなかつたのでしょうか、やや遅いように思いますということで、審議会の委員の方には報告が遅れたということは大変申しわけないと思っています。

今後、このようなことがあった場合には、審議会の委員さんのほうには即刻報告するように徹底をしたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

【会 長】

ただいま白石委員からの意見（メモ）の最終行のところについて御説明がありました。本委員会に対しても可及的速やかに報告するよう努力したいという決意を御報告いただきました。また、白石委員からの1から3にわたる委員としての御意見もごさいます。また職員の方もこの意見を読んでおいていただきたいと願っております。

それでは、その他のイの事項、次回の日程について移らせていただきます。

会議室の関係で、事務局案では7月21日、木曜日にしたいと予定しておりますけれども、いかがでございましょうか。

【会 長】

特になければ、今回は、7月21日木曜日、午後6時から当801会議室で開

催いたしますので、よろしくお願いたします。

これもちまして、本日の情報公開・個人情報保護審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —